

あら かわ すな まち みず べ こう えん
荒川・砂町水辺公園

所在地・・・東京都江東区東砂3～30先、新砂3～8先

面積・・・82,634.58㎡（内ビオトープ16,627㎡）

実施主体・・・江東区土木部水辺と緑の課

問合せ先・・・【住所】東京都江東区東陽4-11-28
【TEL】03-3647-9426

荒川・砂町水辺公園

取組み概要

取組み実施期間・・・平成4年度(1992年度)から現在継続中

①「外来種の駆除」の手法

Step1: ワークショップによる計画案・公園づくり

明治12年(1923年)の南葛飾郡誌を中心に地域の自然環境の記録を参考にし、江東区の原風景である自然環境(草地や湿地)を整備した。計画に当たっては国・区・区民が協働してワークショップ形式で進められ、公園が整備された。

Step2: 外来種の駆除

整備後、区が主体となり、園内に繁茂したセイタカアワダチソウなどの侵略的外来種の除去や、クズなどの植生を変えてしまう植物や繁茂し過ぎた植物種の除去等の植生管理作業を行っている。

Step3: 継続的な環境管理計画と環境管理体制の整備

昆虫、鳥類、植物等のモニタリング調査を実施し、植生調査に基づく環境管理計画と目標設定(順応的管理手法)をしている。

また、平成19年(2007年)から、市民団体(こうとうビオトープネットワーク)による毎月1回の定例管理作業とモニタリング調査に対し、区は助成を行っている。年4回定例会を開催し情報交換や会報を発行している。定例活動以外にも小学校・幼稚園等の授業を行っている。

Step4: 侵略的外来種対策による生物多様性の回復(今後の実施内容)

区内各地のビオトープで問題になっているアメリカザリガニについて専門家(東京大学大学院保全生物学研究室:須田氏)を交えて、東京都新しい公共の場づくりモデル事業助成金を活用しつつ本格的な対応策を立て、生物多様性の回復を図る予定である。

② 取組み時の協働者との関わり ⇒市民活動団体

整備前に、公募により集まった区民により、「荒川をよくする会江東」が作られ、国と区が係り、ワークショップによって、公園が整備された。その後、よくする会会員の一部分が残る形で、「こうとうビオトープネットワーク」内に荒川砂町水辺公園グループができ、現在も、園内の定例管理作業とモニタリング調査を行っている。

③ 取組み時の留意点

- * 区では、住民主体で目標とする自然環境の保全を達成するために、ボランティア養成の仕組みを整備し会員の増加を図っている(団体に運営を委託)。
- * 毎月の作業としては環境管理計画表に基づく草地の管理を行っているが、主な作業として、セイタカアワダチソウの手抜き作業があり、地下茎ごと除去している。
- * アメリカザリガニは直接網で捕獲し、処分するほか、ペットボトルによる捕獲器を設置し、駆除。また、年に1回、イベントを実施し(ザリガニつり大会)一般区民に対し、普及啓発を行っている。



アメリカザリガニ(外来種)



セイタカアワダチソウ(外来種)

対象地の概要・・・荒川下流の河川敷を利用し、「太陽の広場」をテーマに整備した開放的な公園。延長3.0km、面積8.26ha。テニスコート、草の広場や花壇、運動広場、区内最大のビオトープなどが連なる。夏から秋には、岸辺からハゼ釣りを楽しむことができる。

事業への取組みのきっかけ

昭和63年(1988年)よりスタートした区のビオトープ事業(ポケットエコスペース事業)では、都市公園、河川敷、小学校、幼稚園に現在まで48箇所の整備を終え、今後も計画的に整備していく予定である。中でも荒川砂町水辺公園のビオトープは上流部からのコリドーを形成し、まちなかに野生生物を呼び込む拠点と位置づけており、また、生息のために広い面積を必要とする生物、特に草食性鳥類であるオオヨシキリやセッカの誘致を目指して、荒川砂町水辺公園のビオトープ計画がスタートした。

事業効果

- 国や都が記載している絶滅の恐れのある野生生物種が多く確認されるようになった。
- 一般区民への観察会や小学校・幼稚園などの日常的な利用により、身近な自然環境の大切さや環境管理活動の重要性を伝える普及啓発の場となった。
- 荒川の流れを通じた上流からの自然ネットワークの一部となっており、まちの中へ野生生物を供給する拠点として機能している。
- 国、区、市民団体の協働と連携によって、計画から整備、維持管理、普及啓発の仕組みが整備された。
- 活動団体が幼稚園の要請を受けて、先生たちと共に自主的に園庭ビオトープを造成するようになった(4園)。



市民団体による散策路の草刈



市民団体によるよしすづくり



市民団体による自然観察会

備考

現在の課題

こうとうビオトープネットワークの活動場所は区内のビオトープ48箇所(約2.7ha)を対象としているため、会員数約70名ですべての場所を網羅し、様々な活動を行うことが困難な状況にある(現在の活動場所は荒川砂町水辺公園を含む25箇所)。そのため、更なる活動会員の増加が必要である。

今後の展望

生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略の策定と地域連携保全活動促進法に基づく地域連携保全活動計画を策定し、現在の区の支援策を更に拡充するとともに、多様な主体間の協働の輪を広げながら、生物多様性の保全に基づいた区内全域のエコロジカルネットワーク体制を構築したい。

その他

エコロジカルネットワークの構築には、単独区の取り組みでは十分ではなく、多くの自治体が関連しあいながら、広域のネットワークを構築していくべきであると考え。また、身近な自然環境を良好に保つためには地域による環境管理が不可欠であり、活動の継続性を担保するためにはより一層の協働関係を構築していく必要がある。